

食料・農業・農村基本法の下での 農業農村整備事業の進捗と課題について

令和 4 年 11 月 28 日
農村振興局

目次

1 食料・農業・農村基本法の検証	2
2 食料・農業・農村基本法における農業農村整備事業の位置付け	5
3 基本法制定以降の農業農村整備事業の進捗と課題	7
(1) 農地の区画の拡大、水田の汎用化	8
(2) 農業用排水施設の機能の維持増進	11
(3) 農村地域の防災・減災	13
(4) 環境との調和への配慮等	15
(5) 生活環境の整備	17
4 これからの農業農村整備事業に関する論点	24
参考資料	30

1 食料・農業・農村基本法の検証

新しい資本主義の下での農林水産政策の新たな展開

R4.9.9 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部資料

- 岸田政権においては、新しい資本主義の下、①スマート農林水産業等による成長産業化、②農林水産物・食品の輸出促進、③農林水産業のグリーン化を推進
- さらに、ロシアのウクライナ侵略等による食料安全保障上のリスクの高まりを受け、④食料安全保障を柱に加え、農林水産政策の四本柱として展開
- これらの施策を推進するため、全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について、今日的な課題に対応する必要があるため、
制定後約20年間で初めて、総合的な検証を行い、見直しに向けた検討を開始

農林水産を取り巻く情勢の変化

○ 生産者の減少・高齢化等

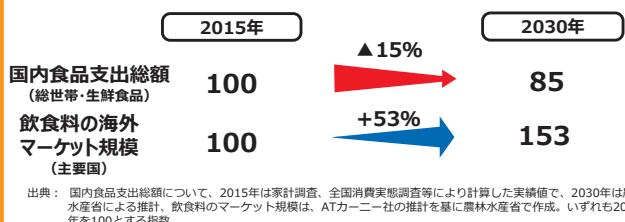
直近25年間で、農業従事者数はほぼ半減し
高齢化や農地面積の減少も進行。

	基幹的農業従事者数	平均年齢	農地面積
	60代以下		
1995年	256万人	205万人 (80%)	59.6歳
2022年	123万人 ※1	53万人 (43%)	67.9歳 ※2

※1 2022年2月1日時点
※2 2021年の値

出典：農林水産省「農林業センサス」、「令和3年農業構造動態調査」、「令和4年農業構造動態調査（R4.2月1日現在）」、「令和3年耕地及び作付面積統計」

○ 国内市場の縮小



○ 地球環境等への配慮のルール化



* 欧州の持続可能な食料システムへの包括的なアプローチを示した戦略。

○ 国際的な需要の増加による生産資材等の長期的な価格上昇、調達の不安定化



農林水産政策の展開方向

スマート農林水産業等による成長産業化

スマート技術等の活用による
労働力不足の解消や生産性
の向上等を通じ、生産基盤を
維持・強化

農林水産物・食品の輸出促進

農林水産・食品産業の1割
を海外仕向けに転換し、生産
基盤を維持・強化

農林水産業のグリーン化

環境負荷の少ない調達、
生産、加工・流通、消費の
実現による持続可能な食料
システムの確立

食料安全保障の強化

輸入生産資材・輸入作物へ
の依存度を低くする産業へ
転換し、食料の安定供給体制
を確立

今後の検討課題

～食料安定供給の基盤強化に向けて～

① スマート技術等の活用による担い手の育成

- スマート機械の導入等に伴う多額の投資に備えた法人資本の充実
- 労働力不足が深刻化する中でアウトソーシングの受け手の育成
- スマート農林水産業の実装に向けたサポート体制の強化

② 輸出促進

- 海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の形成
- 現地における輸出事業者等へのきめ細やかなサポート
- 日本のブランド力を守るために品種等の知財の保護

③ 農林水産業のグリーン化

- 下水汚泥・堆肥等の未利用資源の利用拡大
- 食品産業等の環境負荷低減に資する取組への後押し
- 消費者の選択を容易にする「取組の見える化」

④ 食料安全保障の強化

- 小麦・大豆・飼料作物について、輸入依存からの脱却等、生産の構造転換
- 国産原材料の安定調達のための食品産業と産地の提携
- 生産・流通コストを反映した価格形成を促すための枠組みづくりと平時でも食品へのアクセスが困難な社会的弱者への対応

更なる対策

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について
世界的な食料情勢や、気候変動、海外の食市場の拡大等の
今日的な課題に対応していく必要があるため、**制定後約20年間で
初めて、総合的な検証を行い、見直しに向けた検討を開始**

1 食料・農業・農村基本法の検証

R4. 9. 29食料・農業・農村政策審議会資料

4政第162号
令和4年9月29日

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

諮問

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第40条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

記

食料、農業及び農村に係る基本的な政策の検証及び評価並びにこれらの政策の必要な見直しに関する基本的事項に関すること

R4. 10. 18基本法検証部会資料

食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の 今後の進め方について（案）

時期	事項
令和4年 9月29日	食料・農業・農村政策審議会に諮問 基本法検証部会を設置
10月18日	第1回基本法検証部会 <ul style="list-style-type: none">月2回程度のペースで開催以下のテーマに関し、有識者ヒアリング、 施策の検証、意見交換等を実施<ul style="list-style-type: none">食料の安定供給の確保 (食料安全保障、輸出促進を含む)農業の持続的な発展農村の振興多面的機能の発揮
令和5年	上記のヒアリングや検証等を踏まえた議論

2 食料・農業・農村基本法における 農業農村整備事業の位置付け

2 食料・農業・農村基本法における農業農村整備事業の位置付け

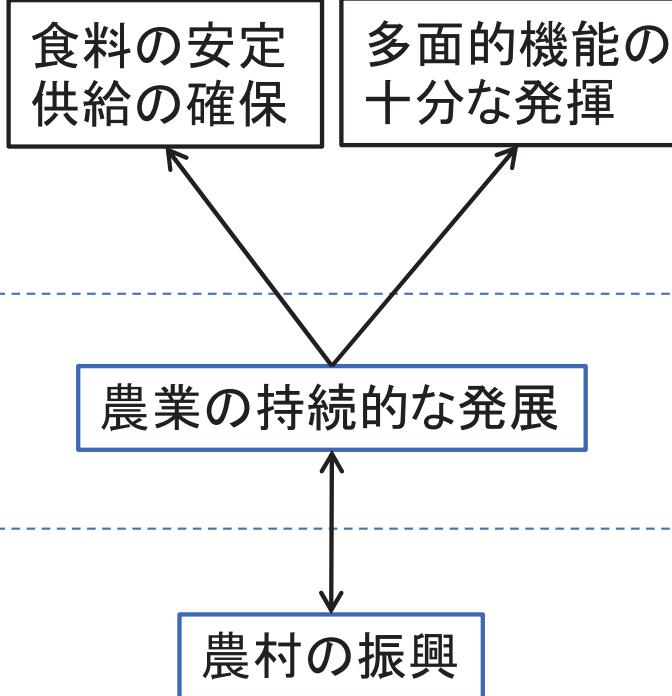
食料・農業・農村基本法

【1999(H11)年制定】

食料／多面的機能

農業

農村



【農業生産基盤整備等に関する規定】

食料・農業・農村基本法（抜粋）

第二章 基本的施策

第三節 農業の持続的な発展に関する施策

（望ましい農業構造の確立）

第21条 国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、営農の類型及び地域の特性に応じ、農業生産の基盤の整備の推進、農業経営の規模の拡大その他農業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（農業生産の基盤の整備）

第24条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四節 農村の振興に関する施策

（農村の総合的な振興）

第34条

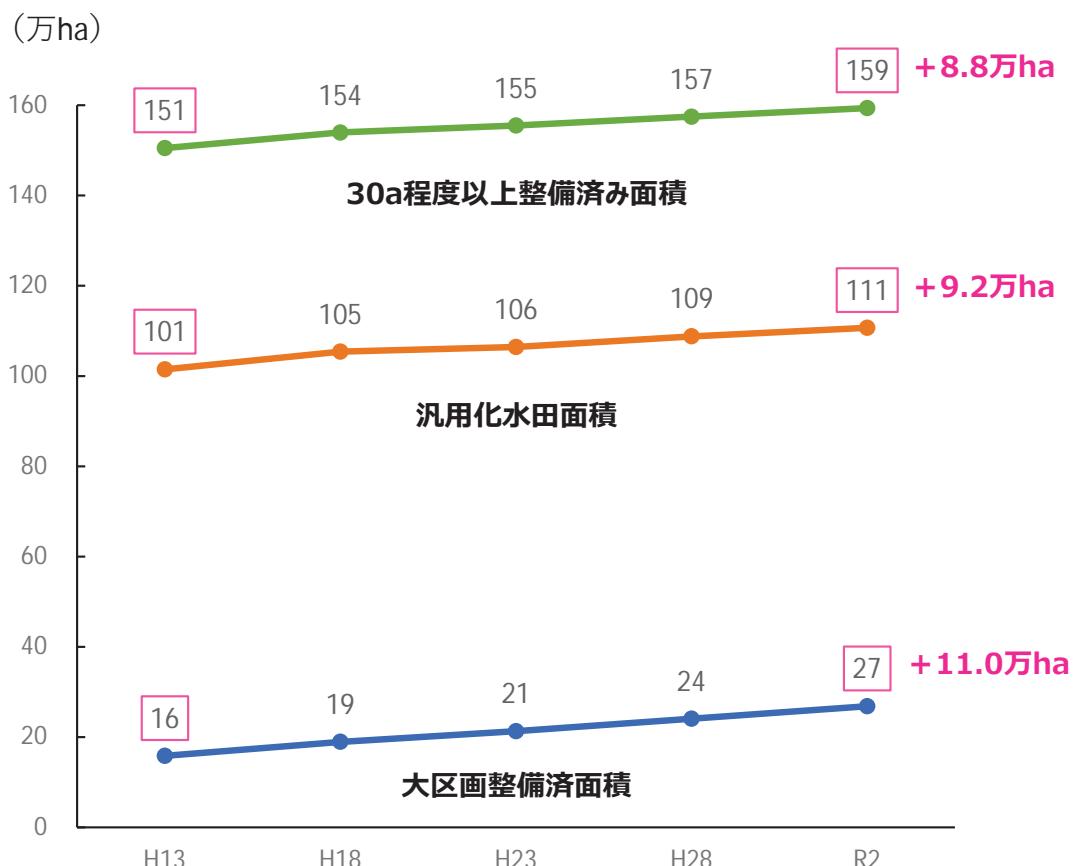
2 国は、地域の農業の健全な発展を図るとともに、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、地域の特性に応じた農業生産の基盤の整備と交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上とを総合的に推進するよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 基本法制定以降の農業農村整備事業の進捗と課題

(1) 農地の区画の拡大、水田の汎用化

- 区画が整備された水田は159万ha、畑は128万ha（R2）。
- 汎用化された水田は111万ha（R2）。麦、大豆、園芸作物等の生産性向上のため汎用化を引き続き推進。
- 大区画化された水田は27万ha（R2）。自動走行農機等のスマート農業に対応した大区画化を引き続き推進。

○水田の整備状況

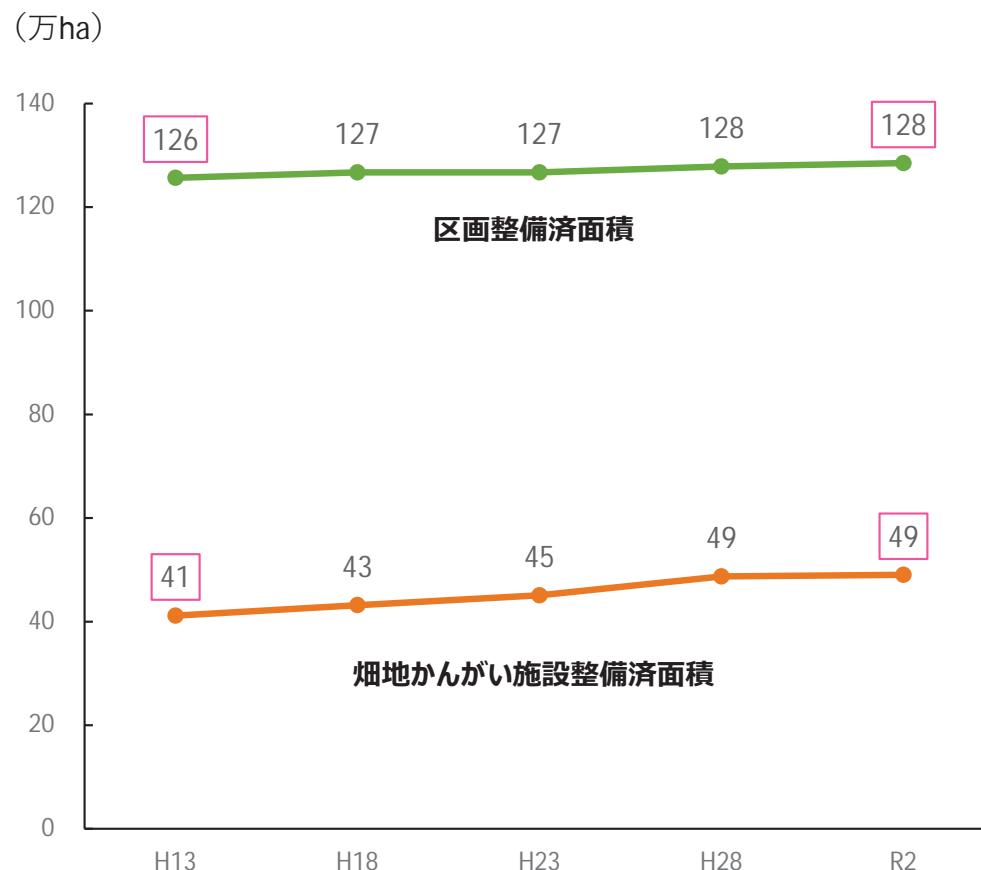


資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」各年3月時点

注：1) 「大区画整備済み面積」とは、50a以上に区画整備された田の面積

2) 「汎用化が行われた面積」とは、30a程度以上の区画整備済みの田のうち、地下水位が70cm以上深かつ湛水排除時間が4時間以下の田の面積

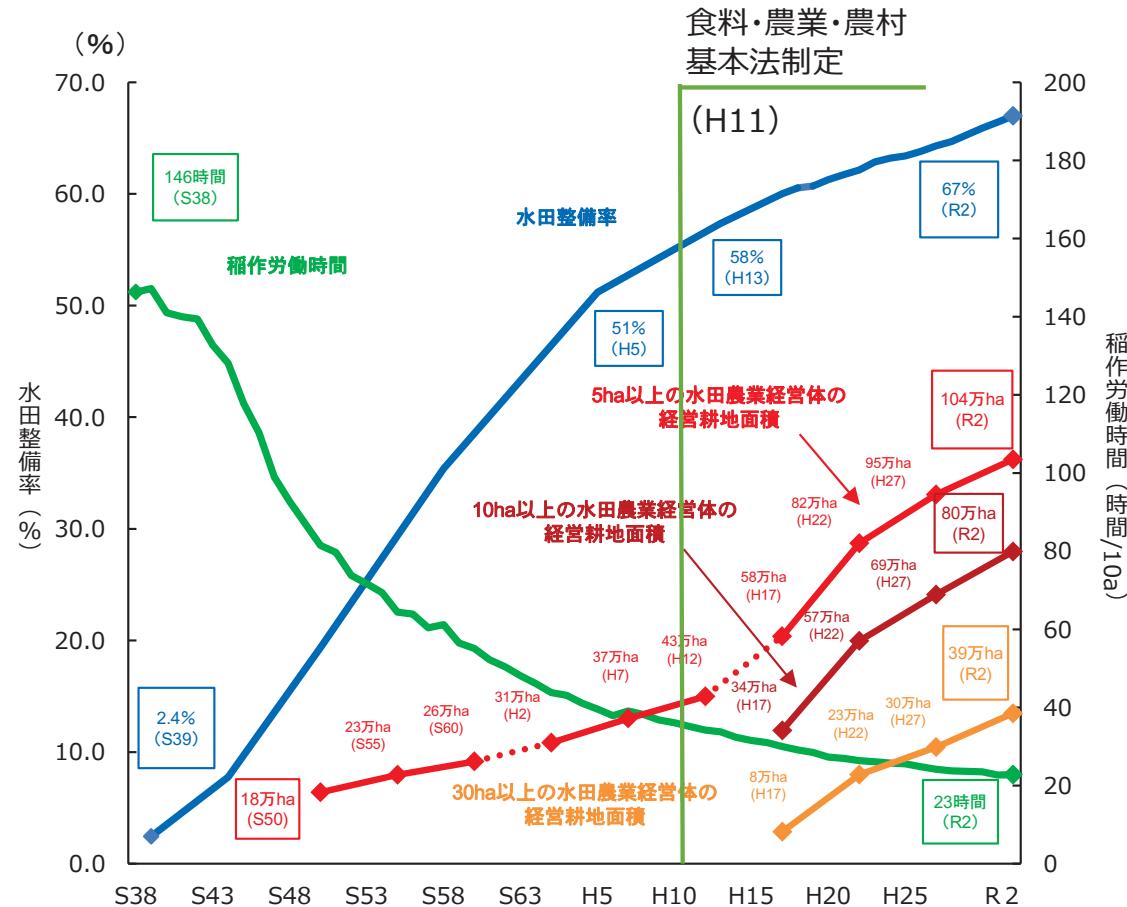
○畑の整備状況



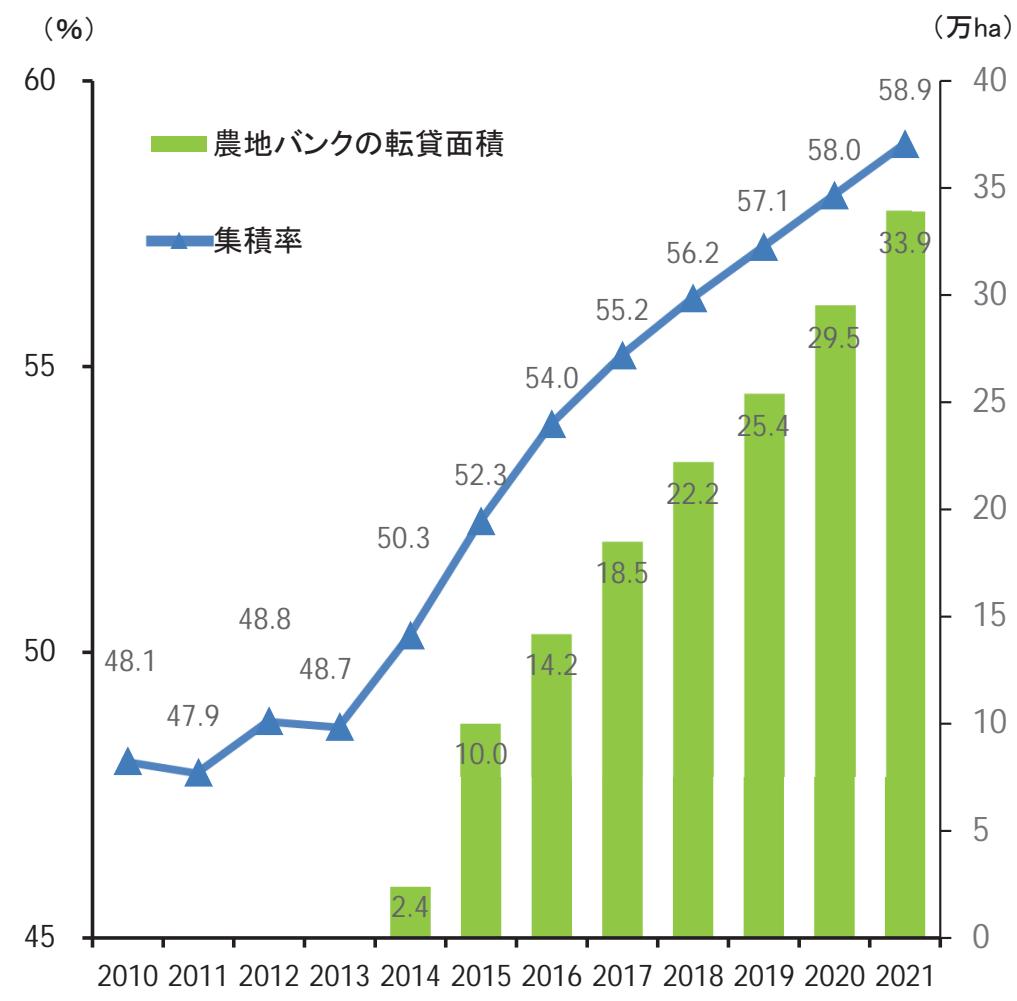
資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」各年3月時点

(1) 農地の区画の拡大、水田の汎用化

○水田整備率と稲作労働時間



○農地集積率の推移



資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」、「農業経営統計」、「農林業センサス」

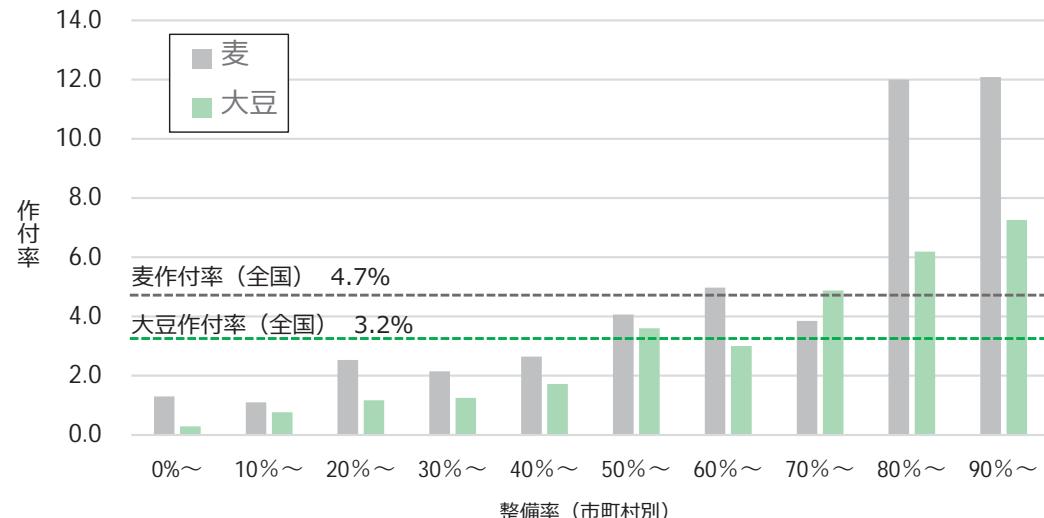
経営耕地面積の調査対象：S50～S60 農家、H2～H12 販売農家、H17～ 農業経営体

資料：農林水産省経営局調べ

(1) 農地の区画の拡大、水田の汎用化

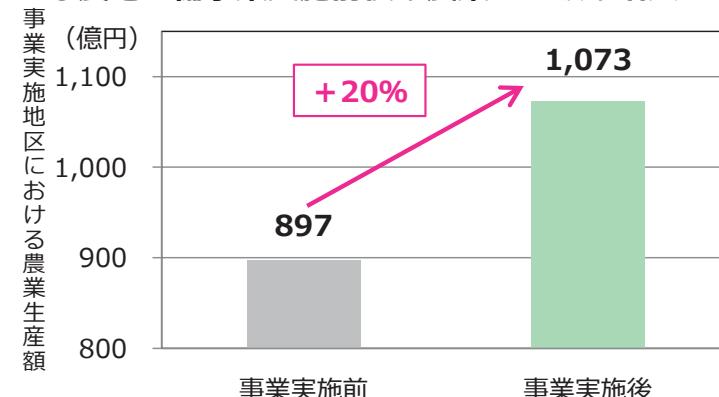
- 排水改良等により水田における麦や大豆の作付けが増加。
- 耕地利用率の向上や園芸作物の生産拡大により、農業生産額が増大。
- 一方で、整備後に相対の農地貸借が重ねられ、分散錯囲となっている場合があるとともに、未整備地域は、耕作されずに荒廃していくおそれ。
- 整備済み地域を含めて、自動走行農機に対応した大区画化、ICT水管理の導入等を進め、農地の集積・集約をより一層推進する必要。

○ 水田整備率と麦・大豆作付率（市町村別）



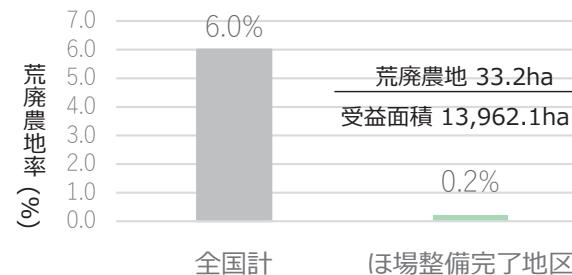
資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計（令和2年）」、「農業基盤整備基礎調査」（令和2年）
注：1) 北海道、沖縄県を除く全国の市町村について、水田整備率の分級ごとに麦大豆作付面積と耕地面積により作付率を算出
2) 全国平均は、北海道と沖縄県を除く

○ 農地整備事業実施前後の農業生産額の増大



資料：事後評価資料を基に農地資源課にて資料を作成
平成19年度～令和2年度に事後評価を実施した国営農地再編整備事業22地区、平成24年度～令和2年度に事後評価を実施した補助の農地整備事業127地区の農業生産額（合計）

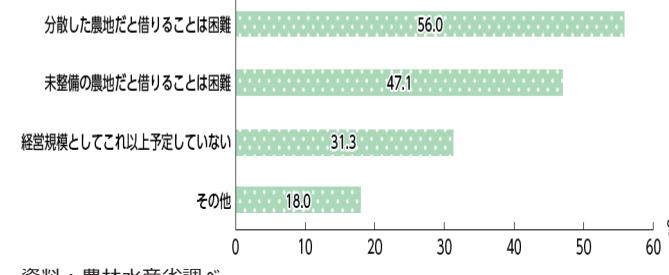
○ 基盤整備実施地区における荒廃農地の発生状況



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」（平成30年）、農林水産省農村振興局「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」（平成30年）、農林水産省農村振興局調べ

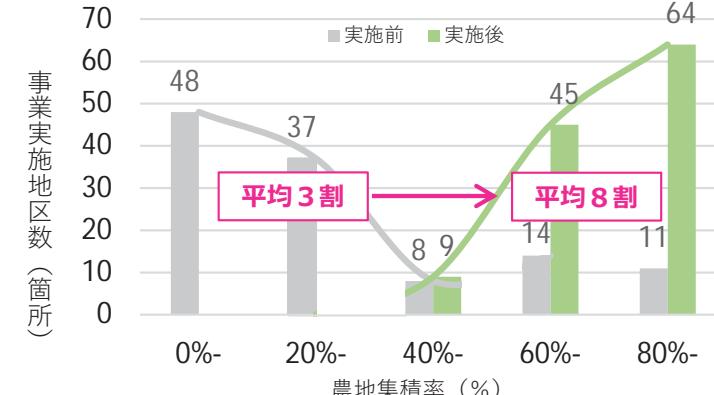
注：ほ場整備完了地区的荒廃農地率は、平成20年に完了したほ場整備事業実施地区125地区（ほ場整備事業が完了して約10年を経過した地区）の事業実施主体への聞き取り調査（令和元年実施）による。

○ 担い手農家が多くの農地を受けられない理由



資料：農林水産省調べ
注：1) 担い手農家を、各都道府県の指導農業士及び公益社団法人農業法人協会会員の中から、無作為におおむね30人（北海道にあっては93人）抽出し、計1,529人のうち、480人から回答（回答率31%）（平成30（2018）年6月公表）
2) 地域でリタイア農家等の農地の出し手が増えたとき、それらの農地の多くについて自分や地域の担い手が受けられると思うかとの問い合わせに対し、あまり受けられないと思う等の回答をした者のその理由

○ 事業実施前後の農地集積率別地区数



資料：農林水産省農村振興局調べ（都府県における農業競争力強化農地整備事業H30～R2完了118地区的実績）

(2) 農業用排水施設の機能の維持増進

- 基幹的な農業用排水施設については、これまでの整備により、用排水路は約5万km、ダム、取水堰、機場等は約7.7千か所。
- 更新整備を進めているものの、標準耐用年数を超過した施設は、2007年の42%から2019年には55%へと割合が増加。

○農業用排水施設のストック（基幹的水利施設）

基幹的水利施設 施設区分	2007年（H19）			2019年（R元）		
	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合	施設数 延長	標準耐用 年数超過	割合
基幹的施設（か所）	7,268	3,041	42%	7,656	4,227	55%
貯水池	1,237	104	8%	1,292	129	10%
取水堰	1,949	442	23%	1,953	780	40%
用排水機場	2,801	1,801	65%	2,982	2,282	77%
水門等	1,062	535	50%	1,134	809	71%
管理設備	219	159	73%	295	227	77%
基幹的水路（km）	48,570	12,033	25%	51,472	22,196	43%

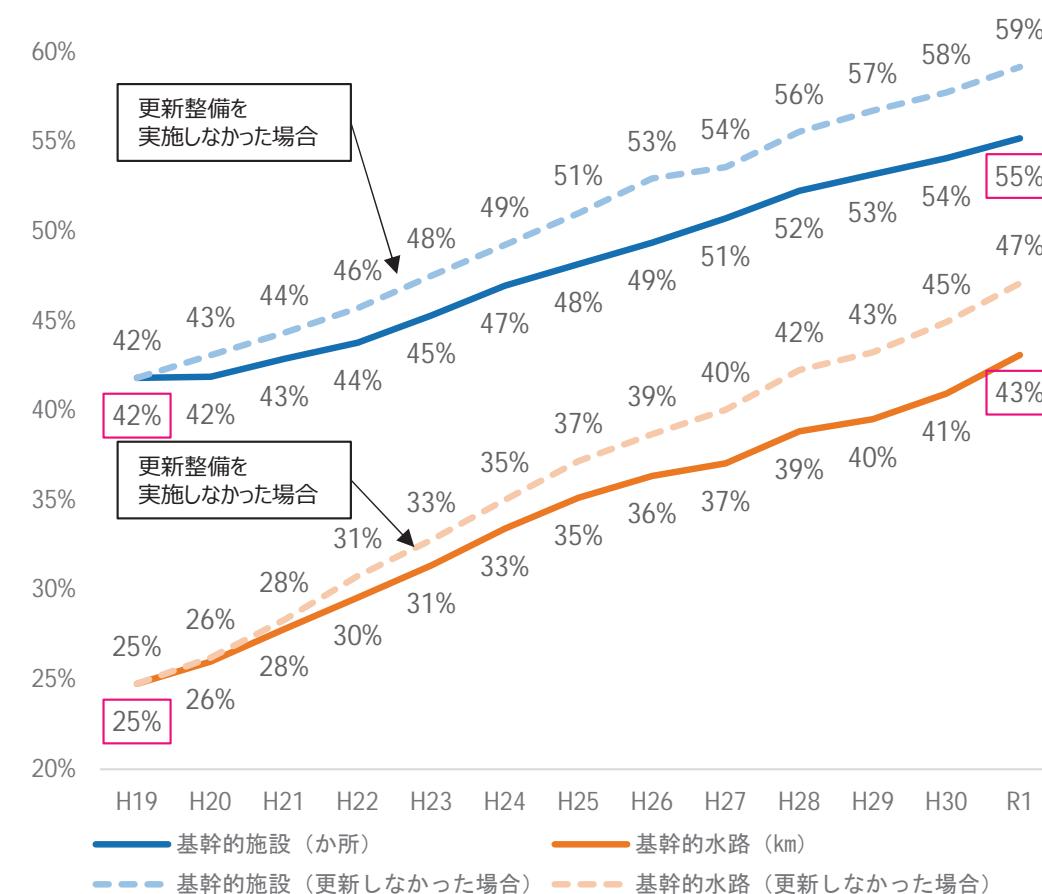
資料：農業基盤情報基礎調査（R2.3時点）

注1) 基幹的水利施設は、受益面積100ha以上の農業水利施設

注2) 「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。

貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

○農業用排水施設の標準耐用年数超過割合（基幹的水利施設）



資料：農林水産省「農業基盤情報基礎調査」を基に作成

注1) 基幹的水利施設は、受益面積100ha以上の農業用排水施設。

注2) 「標準耐用年数」は、所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。

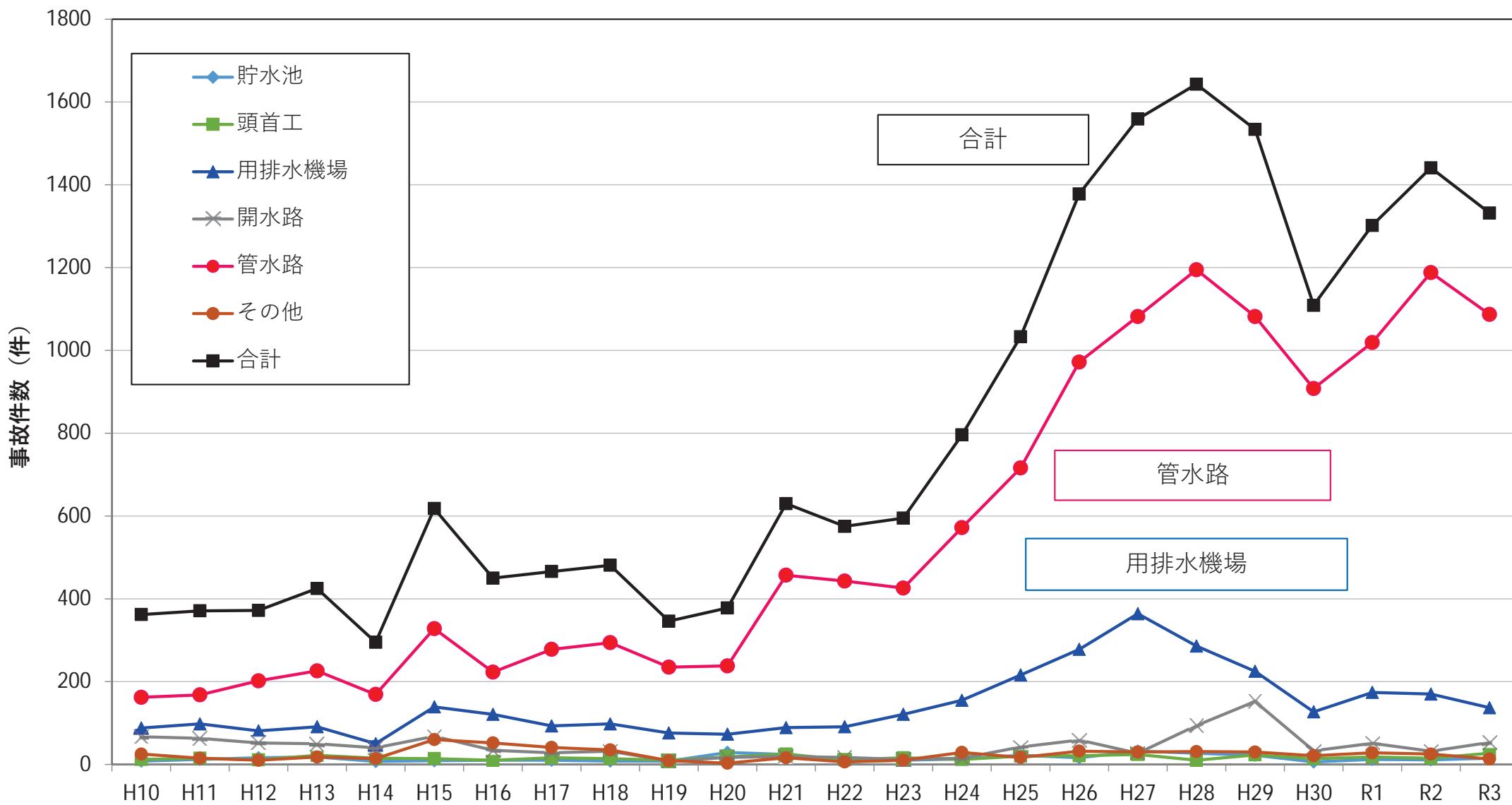
貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

注3) 更新整備を実施しなかった場合の超過割合とは、H19以降に更新整備を行った施設について、更新整備が行われなかつたと仮定した場合の標準耐用年数超過割合。

(2) 農業用排水施設の機能の維持増進

- 施設の老朽化が進行し、突発事故の発生件数は、近年、増加傾向。
- 今後とも、既存施設の集約・再編や省エネ化・再エネ利用を図りつつ、老朽化対策を講じ、機能を保全していく必要。

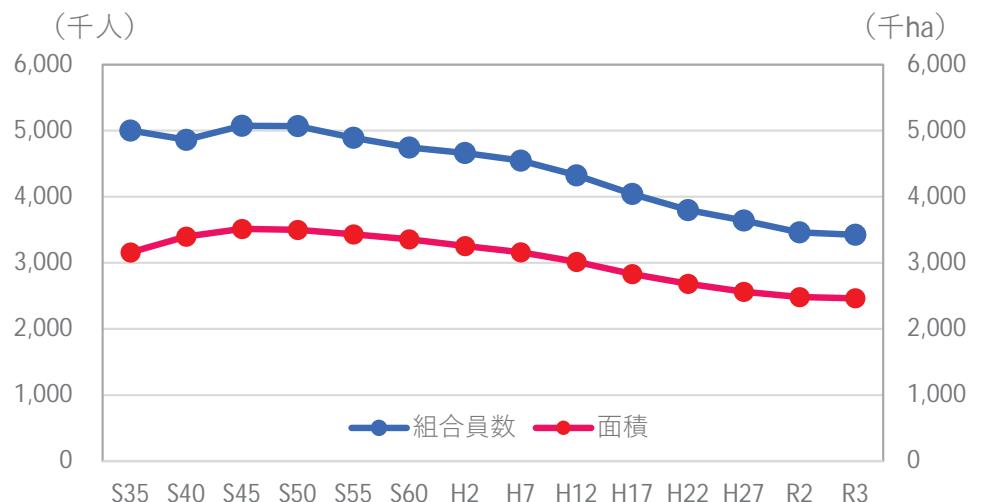
○農業水利施設の突発事故発生状況



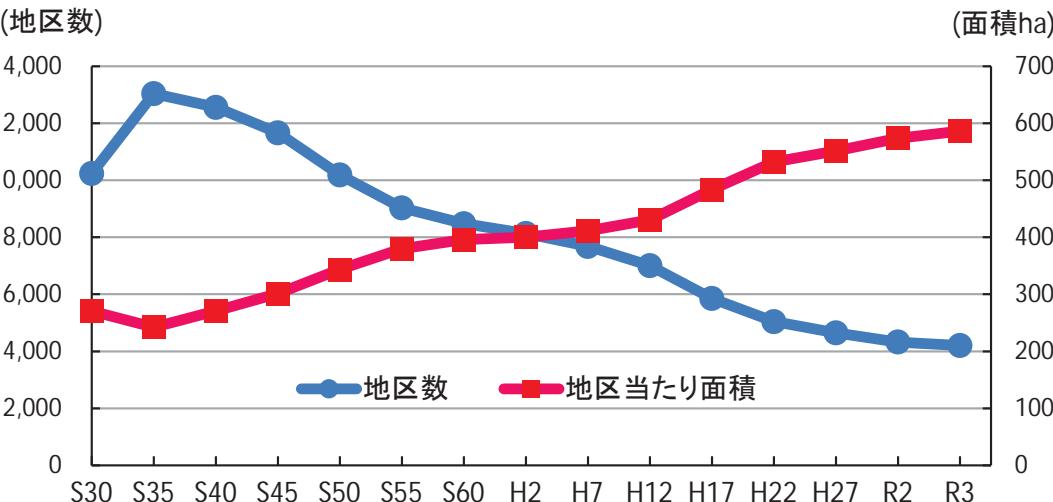
(2) 農業用排水施設の機能の維持増進

- 農業者や農地面積の減少に伴い、全国の土地改良区の組合員数や受益面積が減少している。
- 土地改良区の合併等により、土地改良区数が減少し、1 土地改良区当たりの受益面積が増加傾向している。
- 土地改良区の職員数は、2000年（H12）に比して2020年（R2）は1割減少しているが、近年は増加傾向にある。
- 受益面積の1割弱は小規模土地改良区（300ha未満）がカバーしており、これらには専従職員がない場合が多い。

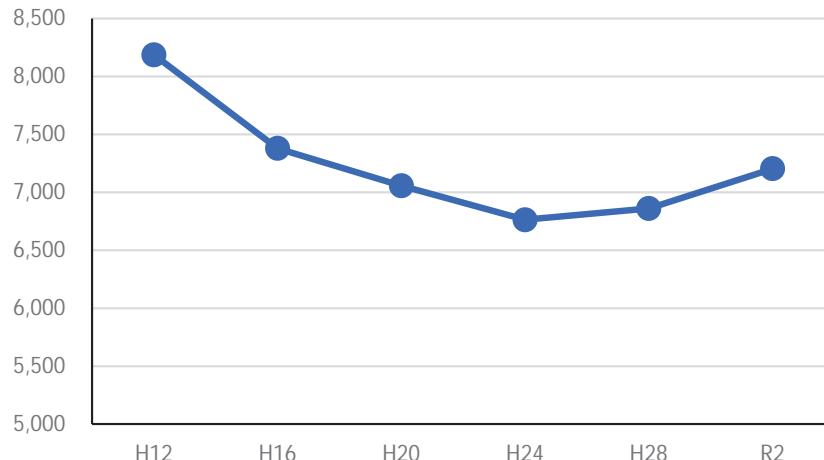
全国の土地改良区の組合員数と受益面積の推移



全国の土地改良区数と1地区当たりの受益面積の推移

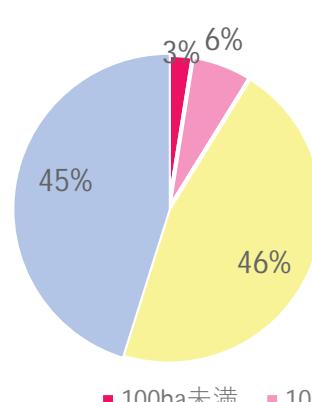


全国の土地改良区の職員数の推移

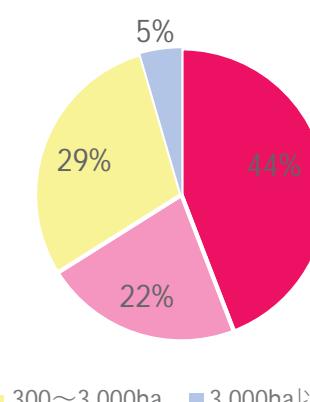


規模別の土地改良区の受益面積・地区数

(土地改良区受益面積)



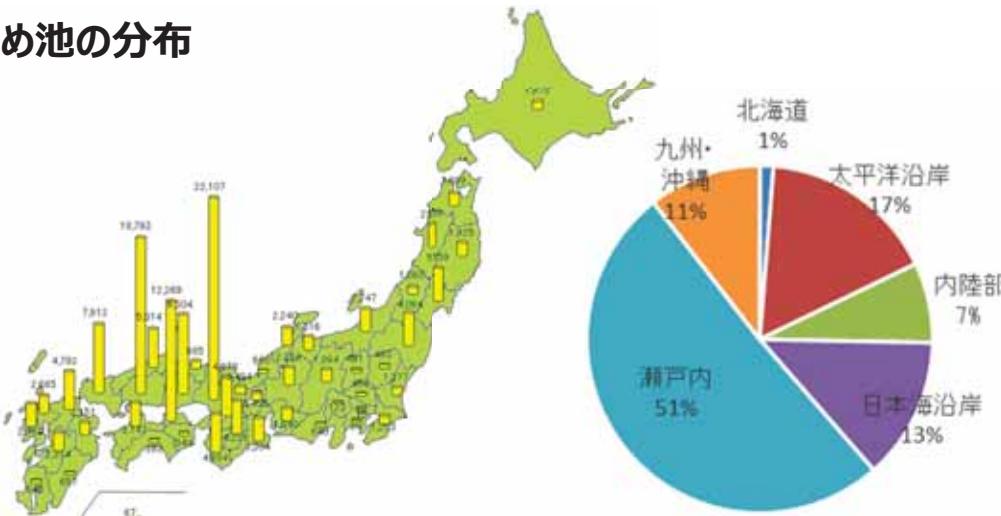
(土地改良区数)



(3) 農村地域の防災・減災

- ため池は、江戸時代以前に築造されたものや築造年が不明なものが約7割。
- 自然災害リスクの高まりを受けて、2019年（R元）に「ため池管理保全法」が、2020年（R2）に「ため池工事特措法」が施行。
- 豪雨や地震に備えて、補強・改修等のハード対策とハザードマップ等のソフト対策を組み合わせて推進。

○ ため池の分布



○ ハード対策



堤体の補強



洪水吐きの改修

○ ため池管理保全法の施行（令和元年）

目的	・農業用ため池の適正な管理及び保全により、農業用水の確保を図るとともに、決壊による被害を防止
概要	・所有者等による都道府県への届出を義務付け ・所有者等による適正管理の努力義務 ・適正な管理が行われていない場合の都道府県の勧告 等

○ ため池工事特措法の施行（令和2年）

目的	・防災重点農業用ため池の決壊による被害を防止するため、防災工事等を集中的かつ計画的に推進
概要	・都道府県は防災重点農業用ため池を指定、推進計画を策定 ・防災工事等の実施者への技術的援助（サポートセンター） ・国による財政上の措置、地方債についての配慮

○ ソフト対策



ハザードマップの作成

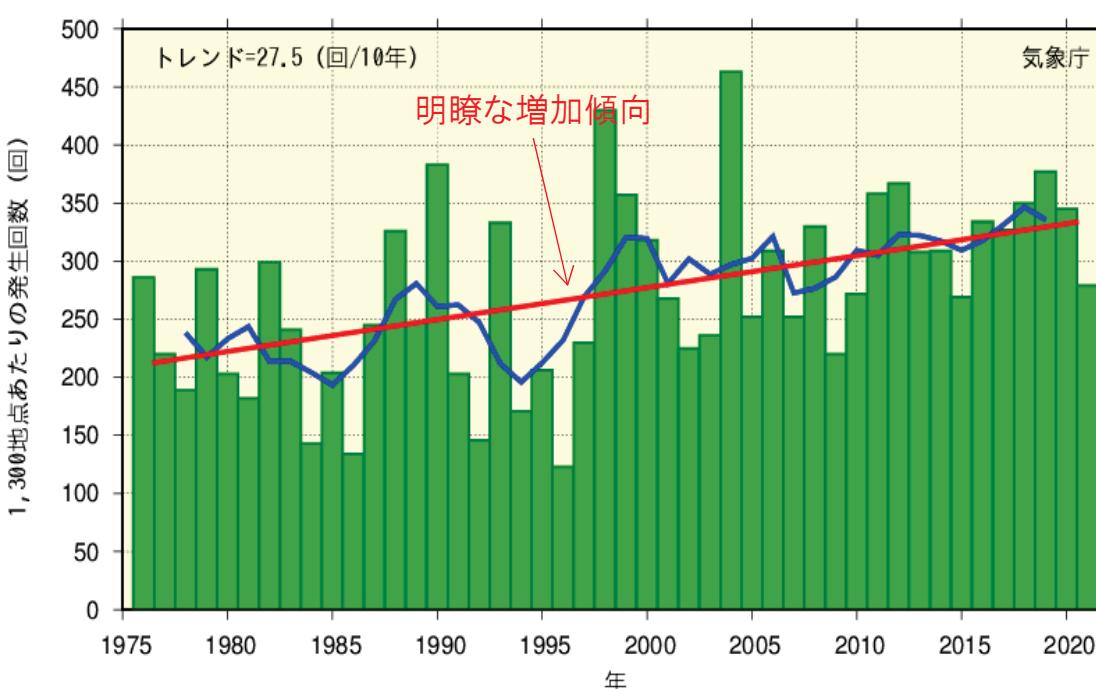


サポートセンターによる現地指導

豪雨災害のリスク

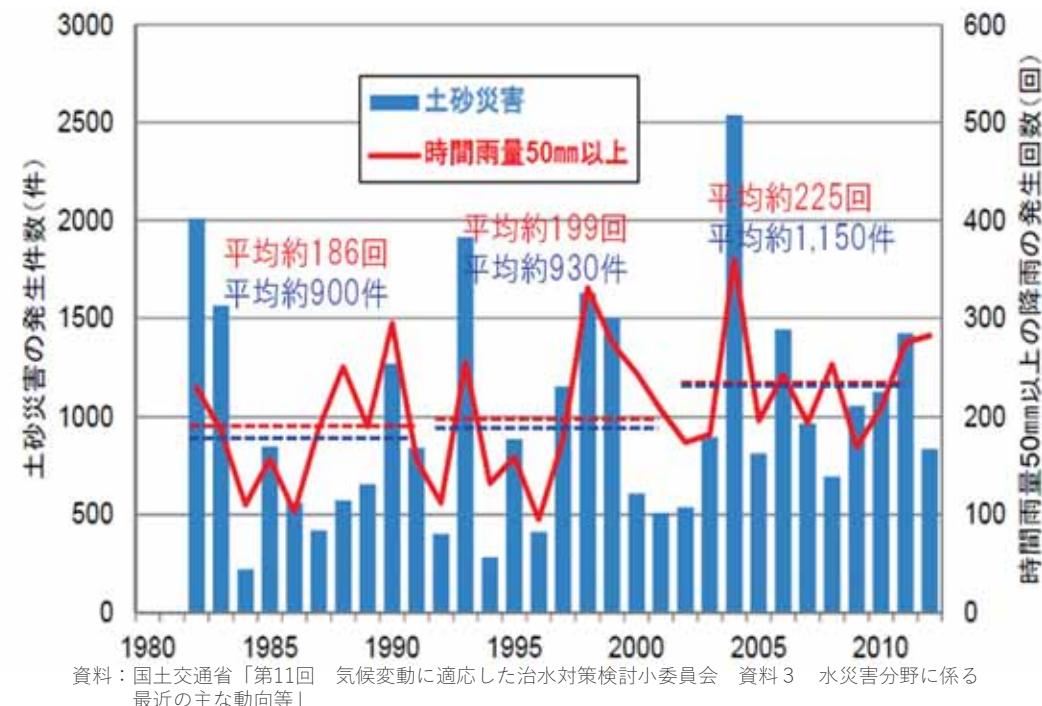
- 短時間強雨（1時間降水量50mm以上）の発生回数が増加傾向。平均年間発生回数は、1976年～1985年（S51～S60）の約226回から2011年～2021年（H23～R3）の約327回へと約1.4倍に増加。
- また、短時間強雨の年間発生回数の増加に伴い、土砂災害の発生件数も増加傾向。

○アメダスで1時間降水量が50mm以上となった年間の回数 (1,300地点当たりの回数に換算)



- ・全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数が増加している。（統計期間1976～2021年で10年あたり27.5回の増加、信頼度水準99%で統計的に有意）

○豪雨と土砂災害の推移



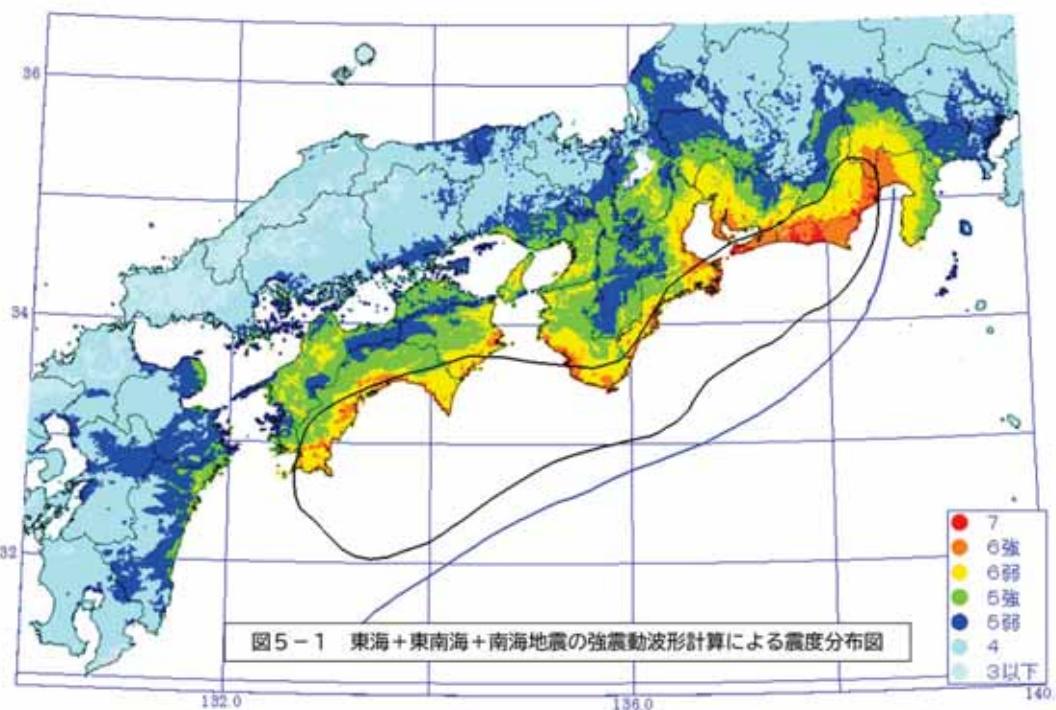
- ・過去30年で、集中豪雨（短時間強雨）の年間発生回数の増加に伴い、土砂災害頻度も増加する傾向にある。
- ・地球温暖化予測における地域気候モデルによると、今世期末には日本全域で強雨の発生回数がさらに増加すると予測されており、これに伴う土砂災害の発生が懸念される。

大規模地震のリスク

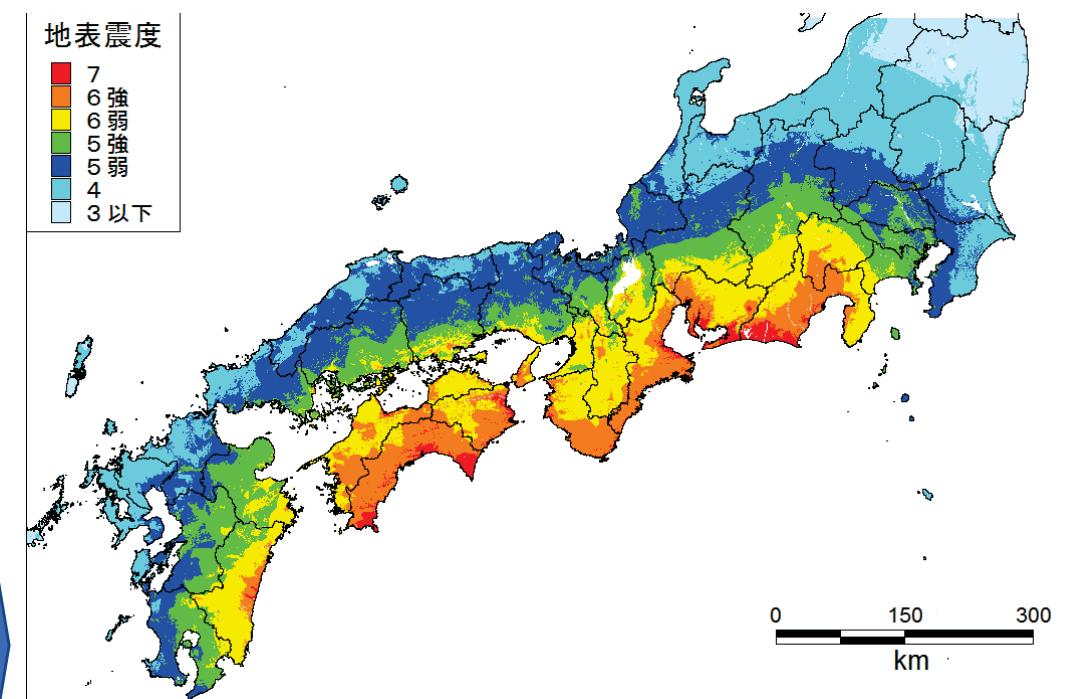
- 2013年（H25）に南海トラフの巨大地震における震度予測が見直され、震度6弱以上と想定された地域の面積は大幅に増加。
- 関東から四国・九州にかけて広範囲で強い揺れが発生すると予測。30年以内の発生確率は70–80%（2022年1月現在）。

○南海トラフ地震における震度の分布図

H15報告



H25報告



震度分布	該当面積
震度 6 弱以上	約2.1万km ²
震度 6 強以上	約0.5万km ²
震度 7	約0.03万km ²

震度分布	該当面積
震度 6 弱以上	約6.9万km ²
震度 6 強以上	約2.8万km ²
震度 7	約0.7万km ²

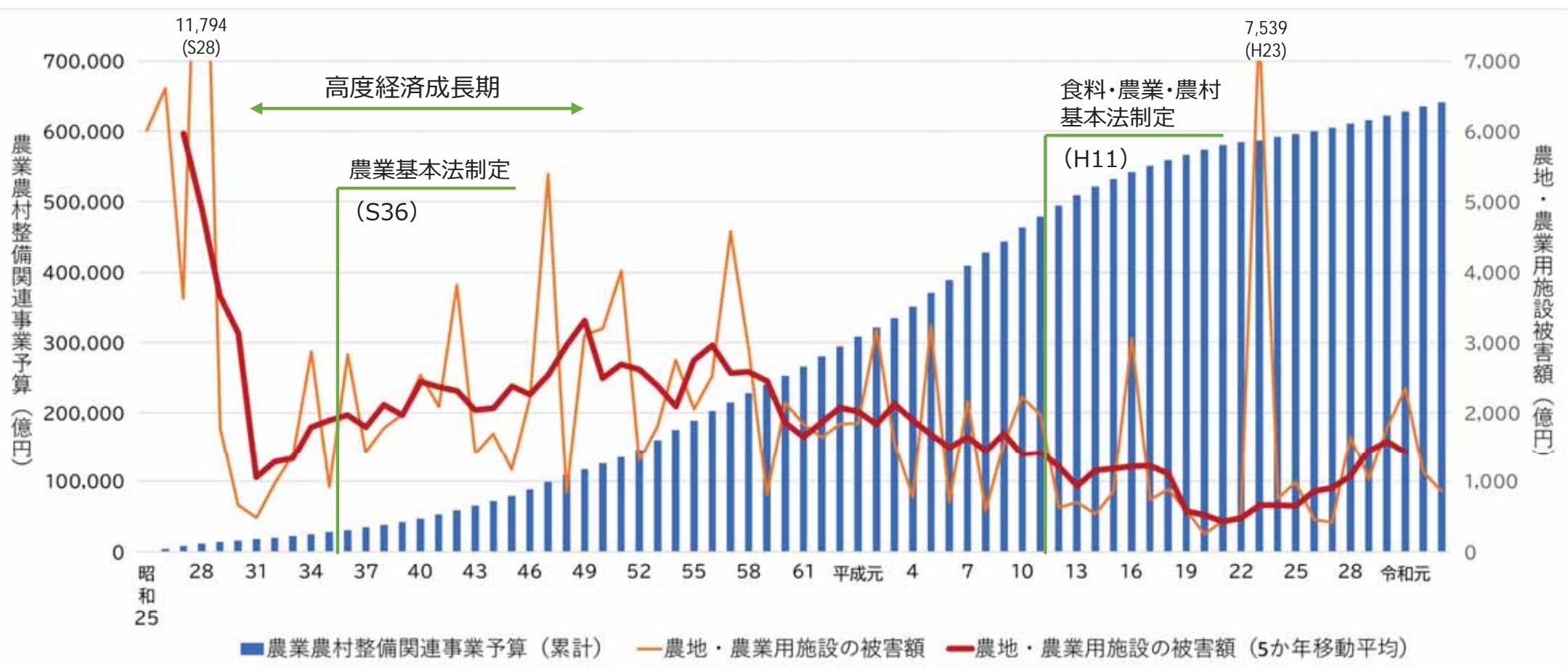
資料：中央防災会議 東南海、南海地震等に関する専門調査会
東南海、南海地震に関する報告（平成15年12月16日）

資料：中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ
「南海トラフ巨大地震対策について（最終報告）（平成25年5月28日）」

(3) 農村地域の防災・減災

- 農地・農業用施設の被害額は、農業農村整備とともに昭和50年代から平成10年代までは減少傾向。
- 平成20年前後から被害額が増加傾向に転じており、気候変動の影響が要因となっている可能性。

○ 農業農村整備予算と農地・農業用施設の被害額



(注1) 農業農村整備関連事業予算について、

1-1) 昭和25年～昭和63年は、農林水産年鑑、農林省年報及び農林水産省年報を基に作成

1-2) 平成元年～令和3年は、農村振興局設計課調べ

1-3) 令和元年および令和2年は、臨時・特別の措置を含む額を計上

(注2) 農地・農業用施設被害額について、

2-1) 昭和25年～令和元年は、農地農業用施設災害統計を基に作成

2-2) 令和2年以降は、農村振興局防災課調べ

(注3) 過年度の予算額及び被害額は、支出済費用換算係数を乗じて令和2年度値に換算

(注4) 被害額の5か年移動平均は、東日本大震災の発生した平成23年を除外して算出

(4) 環境との調和への配慮等

- 平成11年の現基本法の制定、平成13年の土地改良法改正により、事業の施行に当たっては「環境との調和に配慮」しなければならないことが規定。
- 市町村が作成する「田園環境整備マスタープラン」において、環境を維持・増進する「環境創造区域」と、環境への影響の軽減を図る「環境配慮区域」が設定されており、これらを踏まえて個々の土地改良事業の計画を策定。

土地改良法改正

土地改良法（昭和24年法律第195号）

（目的及び原則）

第1条第2項

2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、
環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な
開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に
適合するものでなければならない。

※ 下線部は平成13年改正において規定

関係通知

- 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（H14 農林水産事務次官通知）
- 田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領（H14 農村振興局長通知）
- 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き（H14 整備部長通知）
- 農業農村整備事業における景観配慮の手引き（H18 整備部長通知）
- 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針（H27 整備部長通知）
- 農業農村整備事業における景観配慮の技術指針（H30 整備部長通知）

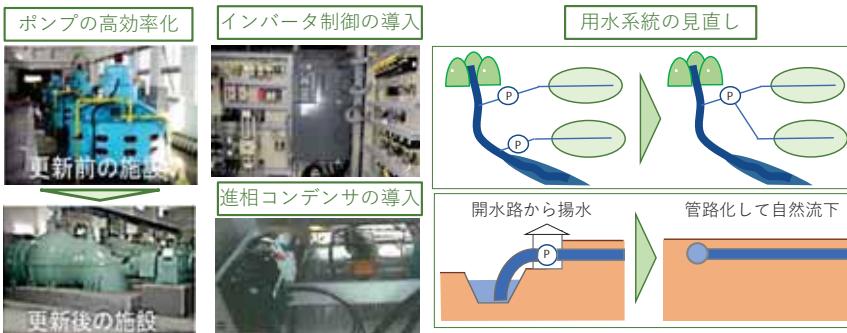


(4) 環境との調和への配慮等

- 「みどりの食料システム戦略（令和3年5月）」に則して、農業水利施設の省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用等を推進するとともに、農地の大区画化やICT水管理施設等の整備を通じて、環境負荷低減事業活動を促進。

農業水利施設の省エネルギー化

- 高効率設備への更新、用水系統の見直し等



環境負荷低減事業活動の促進

- 農地の大区画化、集積・集約化、ICT水管理施設等の整備を通じて、環境負荷低減事業活動（化学肥料・化学農薬の使用抑制や温室効果ガスの排出削減等）を促進



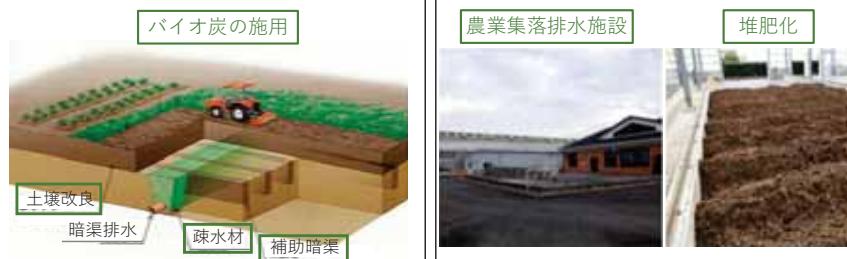
再生可能エネルギーの利用

- 農業水利施設を活用した再生可能エネルギーの導入



バイオ炭を活用した農地整備

- 土壤改良材や暗渠排水の疎水材としてバイオ炭を活用



集落排水汚泥の再生利用

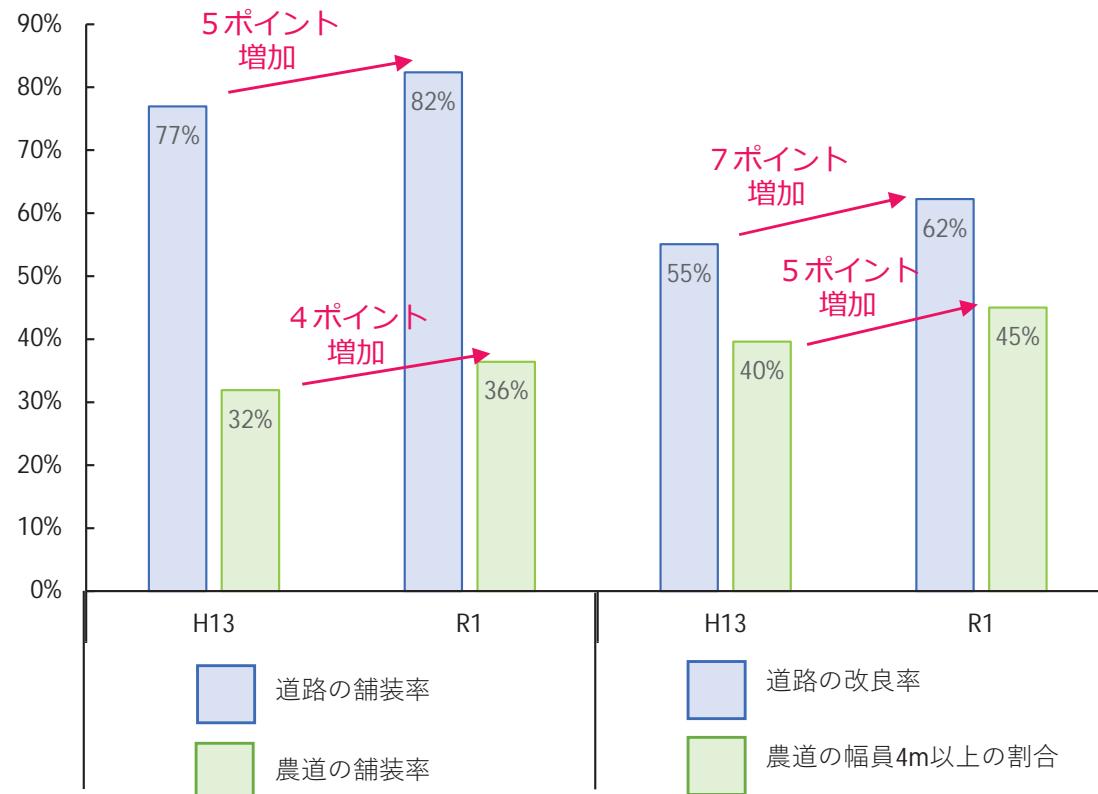
- 集落排水汚泥の肥料利用による農地還元



(5) 生活環境の整備（交通の整備）

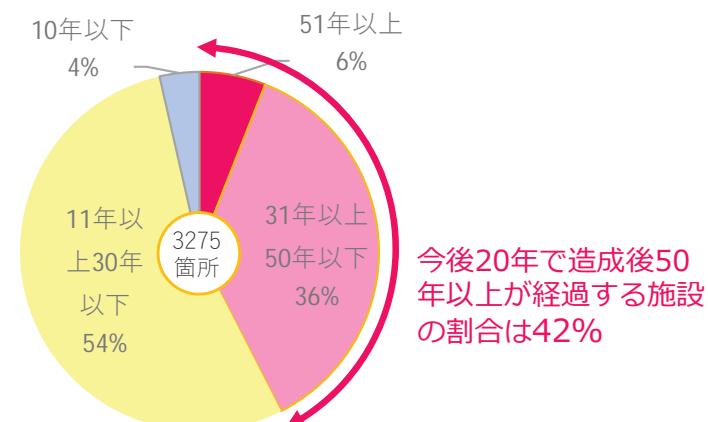
- 道路、農道の舗装率は、2001年（H13）から2019年（R1）の間で、それぞれ5ポイント、4ポイント増加し、82%、36%へと向上。
- 道路の改良率、農道の幅員4m以上の割合についても、同期間で、それぞれ7ポイント、5ポイント増加し、62%、45%へと向上。
- 農道橋（3,275箇所）は、造成後50年以上経過する施設の割合が今後20年間で急速に増加する見通し。

交通の整備状況



- 注1 「道路」は、道路法に基づく道路指定のなされているもの。
注2 「農道」は、土地改良事業等で造成され、農道台帳に登録されている幅員1.8m以上のもの。
注3 「改良率」は、道路法上の道路のうち道路構造令で定められた幅員（一般的に5.5m以上）に適合するものの割合。
- 資料 道路：国土交通省「道路統計年報2020」（H13：平成13年4月1日時点、R1：平成31年3月31日時点）
農道：H13：農林水産省「平成13年 農道・林道整備状況調査（平成13年8月1日時点）」
R1：農林水産省「令和元年 農道整備状況調査（令和元年8月1日時点）」

農道橋の造成後経過年数（R3.3.31時点）

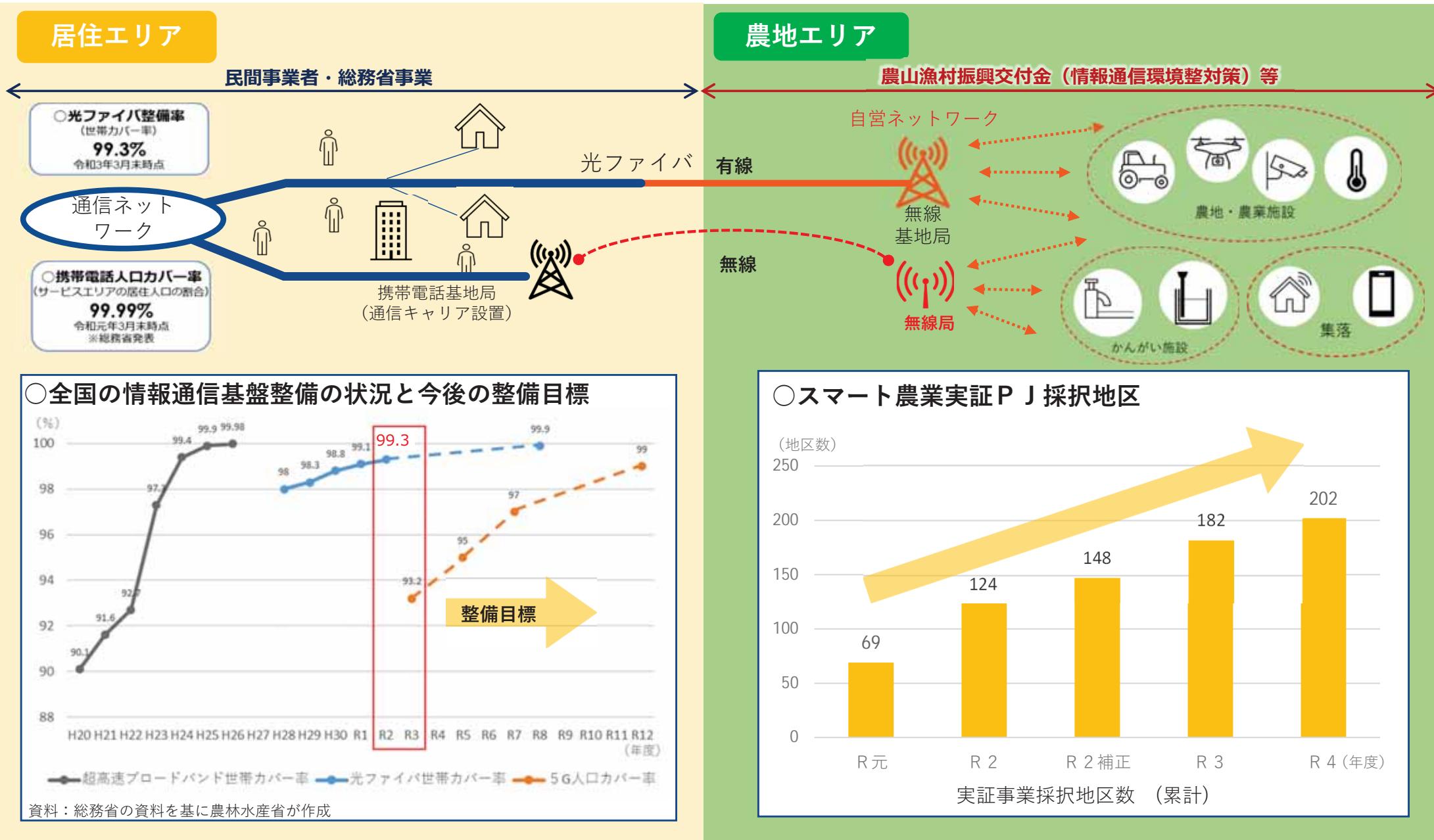


参考：橋梁の標準耐用年数は、鉄骨45年、鉄筋コンクリート60年

資料：農林水産省農村振興局調べ

(5) 生活環境の整備（情報通信の整備）

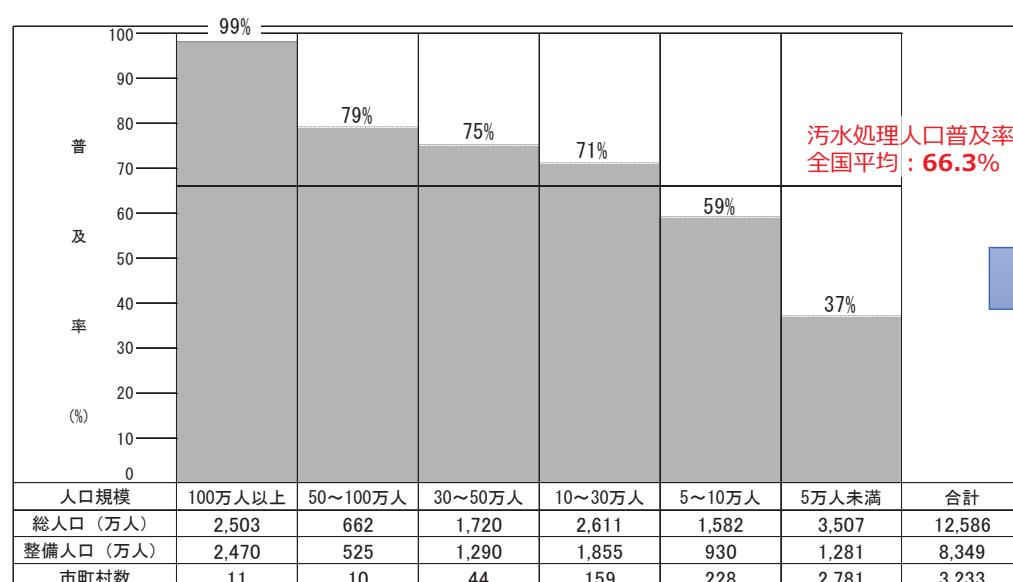
- 居住エリアでは光ファイバ及び携帯電話のカバー率は99%以上とされるが、スマート農業が展開される農地エリアでは情報通信環境の整備が必要。



(5) 生活環境の整備（衛生環境の整備）

- 汚水処理人口普及率は、1998年（H10）の66%から2021年（R3）には93%へと向上。令和8年度末までに95%以上を目指して推進。
- 老朽化した施設の計画的な更新整備や広域化・共同化を推進。

都市規模別汚水処理人口普及率（平成10年度末）

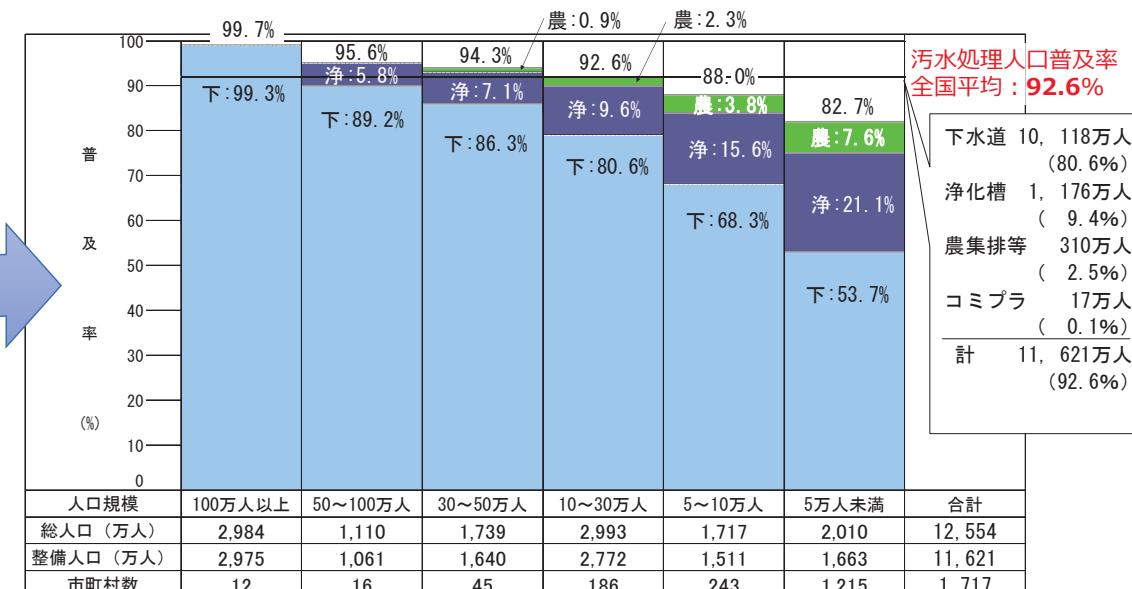


(注)

1. 総市町村数3,233の内訳は、市 671、町 1,933、村 569（東京区部は市に含む）
2. 総人口、整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

農水・国交・環境省調べ（汚水処理人口の普及状況に係る総括表の調査結果より）

都市規模別汚水処理人口普及率（令和3年度末）



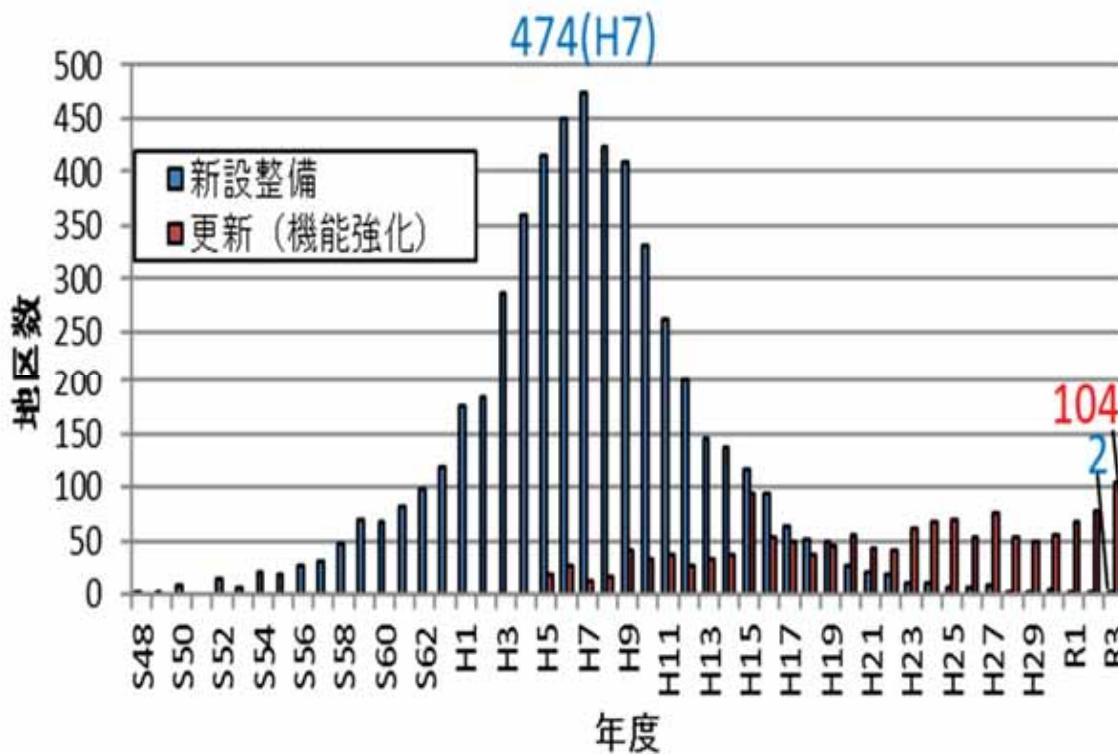
(注)

1. 総市町村数1,717の内訳は、市 793、町 741、村 183（東京都区部は市数に1市として含む）
2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。
3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。
4. 令和3年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。

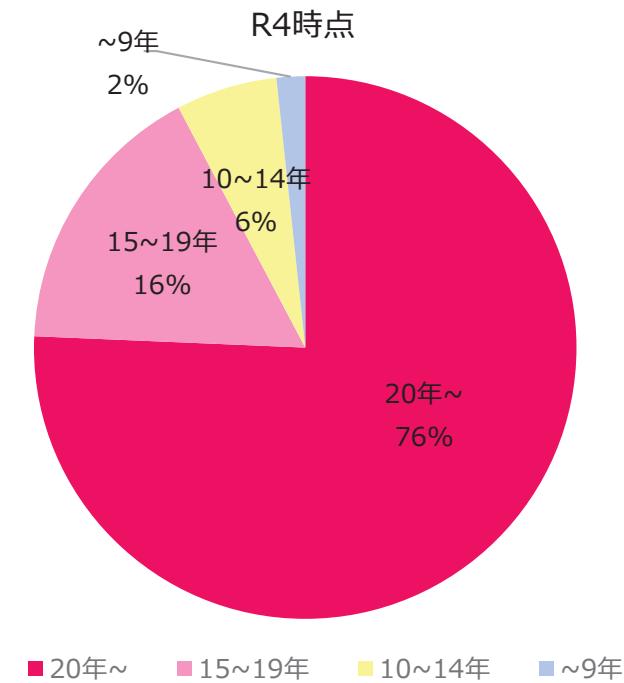
農業集落排水施設の整備状況

- 農業集落排水施設は、全国約900市町村で約4,800施設が供用中。
- 整備着手は平成7年度がピークであるため、近年は更新整備にシフト。

○整備着手地区数の推移



○農業集落排水施設の供用開始後経過年数



4 これからの農業農村整備事業に関する論点

4 これからの農業農村整備事業に関する論点

(1) 農地の区画の拡大、水田の汎用化

○ これまで

- 担い手への農地集積・集約化を推進
- 農地中間管理機構と連携
- 水田については、大区画化・汎用化に加えて、近年は、畠地化に係るインセンティブを強化して整備を推進

○ これから

- スマート農業の実装促進、輸入農産物の国産への置換え等に資する水田整備（ブロックローテーション構築又は畠地化）や畠地（普通畠、樹園地、草地）整備を現場のニーズに対応して推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化や農業経営の複合化・多角化をより一層徹底していく必要があるのではないか 等

4 これからの農業農村整備事業に関する論点

(2) 農業用排水施設の機能の維持増進

○ これまで

- ・ 施設の「新設」から「更新」に転換
- ・ 施設の点検、機能診断、監視等を通じた計画的かつ効率的な補修・更新等を行うことにより、施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減

○ これから

- ・ 農業者及び農地面積の減少、営農形態の多様化等に対応して、水管理を省力化・高度化していくため、施設の集約・再編、省エネ化・再エネ利用、ICTの活用等をより一層徹底する必要があるのではないか。
- ・ 気候変動（干ばつリスクの高まり）に適応するための水利施設整備を進めていく必要があるのではないか
- ・ 老朽化の進行や自然災害の激甚化を踏まえて、管理事業や更新事業の在り方を見直す必要があるのではないか 等

4 これからの農業農村整備事業に関する論点

(3) 農村地域の防災・減災

○ これまで

- ・ ハード・ソフトを組み合わせた防災・減災対策を推進
- ・ 地元からの申請に基づき事業を実施する原則の例外として、行政発意で防災事業を実施する仕組みを創設

○ これから

- ・ 気候変動（豪雨災害リスクの更なる高まり）に適応していくため、豪雨対策を強化して推進する必要があるのではないか 等

4 これからの農業農村整備事業に関する論点

(4) 環境との調和への配慮等

○ これまで

- ・ 現基本法及び土地改良法に規定された「環境との調和への配慮」の原則に基づき、生態系、景観等に配慮して事業を実施

○ これから

- ・ 農業用排水施設の省エネ化・再エネ利用、バイオ炭を活用した土層改良、農地整備を契機とした環境保全型農業の取組等をより一層積極的に進めていく必要があるのではないか 等

4 これからの農業農村整備事業に関する論点

(5) 生活環境の整備

○ これまで

- ・ 農村における交通、情報通信、衛生等の生活環境整備を推進
- ・ これらの施設の整備は、国庫補助金の一部の一括交付金化を含めて、関係省庁が相互に連携して推進

○ これから

- ・ 農道、集落排水施設等については、老朽化の進行や農業機械の大型化等に対応して、施設の集約・再編や拡幅等を進めていく必要があるのではないか
- ・ 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装促進等のため、通信環境整備を一層進めていく必要があるのではないか 等

參考資料

農地と生活基盤をみんなで管理 交流人口の増加で集落も活性化 【宮城県・七ヶ宿町】

しちかしゅく

- 日本型直接支払交付金を活用し、集落を挙げて農地の維持管理や担い手農家のそば・水稻栽培を支援。
- 地域内外からボランティアを募り、鳥獣害対策や高齢世帯家屋の除排雪を実施。交流人口の増加で集落を活性化。
- 担い手農家は、そばの6次産業化や生産米のブランド化を推進。新そばまつりや企業連携を通じ交流人口が拡大。

取組前

担い手の減少・集落の高齢化

- 湯原集落の世帯数は115戸（人口340人）農家戸数は46戸（1999年）。
1990年代後半には高齢化率が45%を超え、農家の高齢化と後継者不足が深刻化。



【湯原集落（西側からの町並み）】

取組内容

日本型直接支払交付金

- 湯原集落協定（H12～）
- 湯原集落農業協力隊（H27～）

町の日本型直接支払協議会へ事務を委任し、農地や集落の維持管理活動に集中

援農ボランティア等

- いのししバスターズ（H29～）
- スノーバスターズ（H29～）
(集落協定が自治会と連携し受入体制を整備)

担い手農家との連携

- 担い手への農地の集積・集約化
(集落協定が農地の維持管理を実施)
- 農民そばや「芭蕉庵」と新そばまつり
- 七ヶ宿源流米ネットワーク
→ 6次化、ブランド化、企業連携を推進

取組後

協定・自治会・担い手の連携で集落の活性化に発展

ゆのはら 湯原集落の農業の再興

- 【協定管理農地】45ha(第1期) ⇒ 47ha(第5期)
- 【作付品目】水稻 23ha(H17) ⇒ 19ha(R元)
そば 12ha(H17) ⇒ 23ha(R元)
- 【集落の担い手】認定農業者 3名
(株) ゆのはら農産
(農) ライスファーム七ヶ宿
- 【6次化の売上】1,600万円(H12) ⇒ 2,000万円(H30)
(そば)

集落の交流人口の増加

- 新そばまつり 1,241人
 - 芭蕉庵 13,242人
 - 企業連携(農業体験) 95人
 - 援農ボランティア 37人
 - 他宿泊施設等 4,293人
- 計 (R元) 18,908人**

<援農ボランティアの参加構成>

- 年齢別では10、20代が5割、50代が2割強
- 職業別では企業／団体と学生で9割

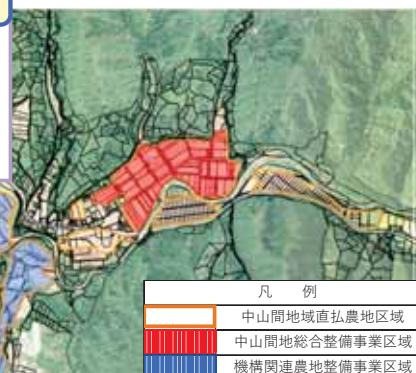


湯原集落協定の対象農地(西側)

農地整備事業

- 中山間地域総合整備事業 62.9ha (H8～12)
- 機構関連農地整備事業 16.6ha (H30～)

対象農地(東側)



凡 例

- 中山間地域直払農地区域
- 中山間地域総合整備事業区域
- 機構関連農地整備事業区域



いのししバスターズ

そば栽培の開始！(H11)

江戸時代に仙台藩へそばを献上し、かつては「七ヶ宿そば街道」と呼ばれたそばの産地
遊休農地の再生とそば街道の復活をめざし、役場職員だった担い手がそば栽培を開始

きっかけ

担い手の減少に伴う
農地利用・管理への不安
生活基盤や集落自体
の存続への不安

湯原のそば畑風景(9月)

湯原の水田風景(9月)

将来に向けて

- 地区内にある廃校利用の宿泊施設へ食材を提供することで、農泊事業の推進に寄与
- 宿泊施設等で開催される農泊イベントと連携し、関係人口拡大と集落活性化を推進
- 農地の集積・集約化を通じてそばや米の生産性を向上し、販売や6次産業化の拡大で集客を図りながら集落の収益性を向上

「やまのしづく」の誕生！(H19)

宮城県が山間高冷地帯向けに開発した、冷害及びいもち病に強い、県唯一の早生良質良食味水稻品種「やまのしづく」の誕生

Tip**七ヶ宿源流米とは？**

- ▶ 用水路に地元産の炭を置き水を浄化とともに、ほ場に力キ殻を入れて土壤改良を図り、農薬節減等に取り組んで栽培したお米
- ▶ 品種のラインアップは、やまのしづく、たきたて、ササニシキ、ひとめぼれ
- ▶ 大手ビールメーカーと連携し、ビールに使用されるなど企業連携による商品化も

Step 1 (H12～)**中山間地域等直扱**

- 行政区長が中心となり、生産者で話し合いを重ね、「湯原集落協定」を設立
- 交付金を活用し、集落環境の整備を実施

活動を通じ、多くの方が
湯原集落へ集結！

**Step 2 (H20)****担い手ネットワークの立ち上げ**

- 新品種の誕生を機に、地域ブランド「七ヶ宿源流米」を生産・販売
- 学校給食での地産地消、小学校での米づくり体験授業など食農教育も推進

**Step 3 (H27～)****多面的機能支払**

- 「湯原集落協定」構成員が中心となって集落の非農家と話し合いを進め、「湯原集落農業協力隊」を設立
- 集落の非農家がリーダーとなり、農地周りの草刈りを実施
- H29からは「農業協力隊」を中心に鳥獣害対策を強化



いのししバスターズ

Step 4 (H29～)**ボランティアとの交流促進**

- 集落活動を継続するため、県の集落づくり事業を活用し、地区内外からのボランティアの受入体制を強化
 - ・いのししバスターズ（鳥獣害対策）
 - ・スノーバスターズ（雪下ろし）



スノーバスターズ

Step 5 (H30～)**機構関連農地整備**

- 湯原地区の未整備農地を大区画ほ場へ整備
- そばや米生産の省力化や収量の安定化を実現
- 農家レストラン(蕎麦店)を通じた高付加価値化

今後の展望

「強い農業」の実現へ 急傾斜地の平坦化を通じた高品質柑橘類の生産拡大 【静岡県・静岡市】

- JA主導の下、大規模区画整理により平坦な樹園地を造成するとともに非農用地を創出し、地元負担をゼロに。
- 生産性の飛躍的な向上や品質・収量の安定化に伴い、農業経営が大幅に改善され、若手後継者も確保。
- 立地条件を活かした都市農村交流の促進や新たな加工品等の開発を通じ、地域ブランド力を向上。

取組前

狭小かつ急傾斜な生産基盤

【農家数】 1,549戸
【営農規模】 582ha
【品種】 青島

- 急傾斜な樹園地のため、防除や収穫等の作業に多大な労力を要する不安定な生産条件
- 農業従事者の高齢化や後継者不足により産地の維持が困難に



30度にも達する急傾斜な樹園地



人力での防除作業

取組内容

区画整理、畠地かんがい、農道整備

県営畠地帯総合整備事業 (S63~)



高品質みかんの安定生産



マルチトリップかんがい



スピードスプレイヤーによる防除

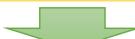
優良品種への改植

強い農業づくり交付金 (H17~)



農地・農業水利施設等の保全

多面的機能支払交付金 (H19~)



太陽光発電の導入

県営畠地帯総合整備事業 (H27)
土地改良区単独事業 (H27)

総出力100kwの太陽光発電
県(40kw)+土地改良区(60kw)

取組後

全国有数のみかん産地へ発展

みかんの生産（農家）

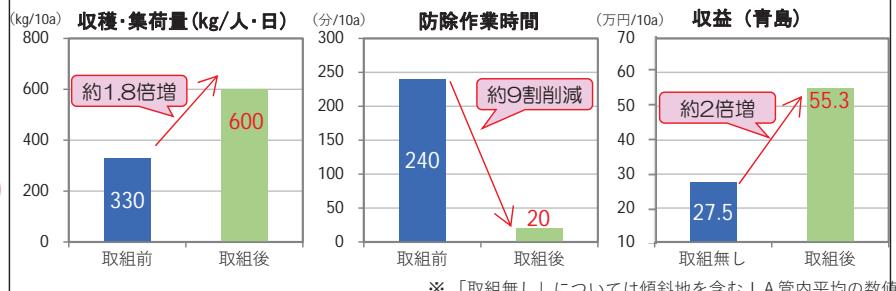
【農家数】 1,116戸

【営農規模】 335ha

【品種】 青島、はるみ、清見、スルガエレガント、不知火

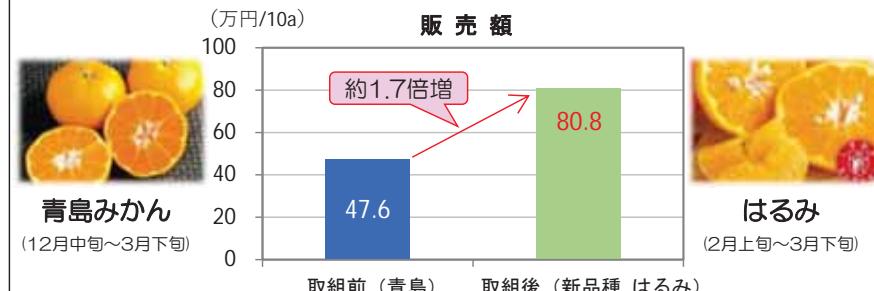
【生産性などの向上】

- ほ場の平坦化やかんがい施設整備などにより生産性が向上



【販売額の増】

- 生産性の向上や優良品種への改植等を通じ、販売額が増加



【若手後継者の確保】

- 地区全体で 48名、平均年齢は 38歳と若手後継者を確保
- 中でも 20代の後継者が 18名と最も多くの割合を占める

★ JAが主導した大規模な区画整理

みかん価格の暴落を受けた離農や他作物への転換などで地域の生産量が減少するに伴い、JA選果場の稼働率も低下しました。急傾斜地農業に限界を感じ、危機感を抱いたJAは、全国にも例のない「開発部」を創設し、土地改良区の事務局機能を担いながら基盤整備をリードしました。

きっかけ

みかん価格の暴落
(S40年代後半)や
オレンジの輸入自由化
(S60年代)の中
段々畠主体の
農業に懸念

Step 1 (S63~H9)

基盤整備の実施

- 原地区で区画整理がスタートし、平坦かつ大規模なほ場を造成（標準区画100×150m）
- 畠地かんがい施設、農道等を整備

Step 2 (H5~)

地域全体に広がる 基盤整備

- 9地区で区画整理や畠地かんがい施設、農道等の整備を実施
- 地域全体のみかん収穫量の増加に伴い、各市場への大規模な取引が可能に

Step 3 (H17~)

生産力の強化

- 防除作業の効率化等を図るためにスピードスプレーヤーを導入
- 省力と高品質果生産を実現するマルチドリップかんがい方式を導入
- 優良品種への改植

多面的機能支払を活用して管理している防風ネットは、ダークブラウンを基調としていることで、美しい景観にも配慮しています。

強い農業づくり
交付金を活用



建設発生土を受け入れ、約84億円のコストを縮減するとともに、道路用地を創出した「新丹谷地区」

将来に向けて

- ☑ 更なる産地競争力の強化に向け、農地中間管理機構等を積極的に活用した農地集積と営農コスト縮減を推進
- ☑ 一層の高品質化、効率化のため、マルチドリップかんがい施設等の整備を充実化
- ☑ 新東名高速道路等の交通ネットワークを活用した更なる都市農村交流を推進

◆ 公共用地の創出等により、地元負担をゼロに

非農用地を創出し、新東名高速道路や果樹研究センター等に用地を提供することで地元負担をゼロにしました。

また、新東名高速道路の建設発生土を受け入れ、盛土材として活用することにより、事業費の節減を図りました。



マルチドリップかんがい方式

- Tip
- ✓ 透湿防水性シートによる地表面の全面マルチにより、降水量の多少による影響を抑えた水分や施肥量の適正な維持・管理が可能。
 - ✓ 糖度などの品質向上や連年安定生産等の導入効果大。



富士山を望む景色のよい
みかん園をめぐる
「アグリ・ウォーキングしみず」

県営畠地帯総合整備事業
+
土地改良区の単独事業

Step 4 (H24~)

都市と農村の交流促進

- みかんオーナー制度の導入やアグリウォーキングの開催、観光農園の設置等による都市住民等との交流を促進
- 「しみずみかん」の知名度が向上

今後の展望

Step 6 (H27~)

太陽光発電の導入

- 農地整備により発生した長大法面を活用し太陽光発電施設を設置
- 県営分は水管理費に、土地改良区分は運営費へ充当し負担を軽減

Step 5 (H26~)

消費の拡大

- 新商品の開発や「アンテナショップきらり」での販売による6次産業化
- レシピコンテストの開催や食農教育出前講座などを開催し、地場産品をPR

「みかんオーナー制度」は高速道路のICから約3分という好立地の園地に限定して実施することで首都圏の顧客獲得を促進しています。

【工夫のポイント】

- 基盤整備の実施により、荒廃桑園や水田、約30haを高収益のぶどう畠に転換。
- ぶどう畠のうち約15haは村農業公社が育成した新規就農者16名により営農が継続され、公社の特產品開発や活性化施設で地域活性化を促進。
- 村産の生食ぶどうを「イクサカラット」として独自ブランド化。

【取組地域の概要】

- 位置 いくさかむら
長野県生坂村(過疎、特農、山村)



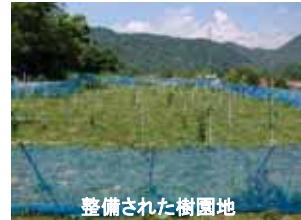
- 主要作物
 - ・生食ぶどう(巨峰、シャインマスカット、ナガノパープル)、水稻 等

- 主な支援施策
 - ・団体営土地改良総合整備事業(H3~H8)
 - ・県営土地改良総合整備事業(H7~H11)
 - ・県営中山間地域総合整備事業(H27~)

基盤

生食ぶどうへの転換による収益性の向上

区画やかん水施設が整備された樹園地で、担い手が高収益な生食ぶどうの生産を拡大。



基盤整備
(H3年～H8年)
(H27年～)

整備後の樹園地で
高収益のぶどうを生産

生産現場

ぶどうのブランド化による販売額の向上

- 生食ぶどう栽培は、公社を中心にして村全体で栽培技術を共有し、高品質を確保。
- 「イクサカラット」として村独自のブランド化を推進。

担い手

新規就農者支援制度による担い手の確保

- 公社では、新規就農者支援制度により農地や苗の手配、生食ぶどうの栽培技術の習得や販路開拓等を支援。工事完了後16名が就農し、村全体のぶどう農家の約半数を占める。



実践的な研修制度

加工・流通

新たな活性化施設による販売

- 事業で整備した新たな活性化施設やインターネットを活用した直売等で販売額が増加。村内産大豆を使用し、公社が加工している豆腐等も人気。



活性化施設

【整備前】

- 急傾斜で矮小な未整備ほ場であり、機械の導入が困難なため、耕作放棄地が増加。



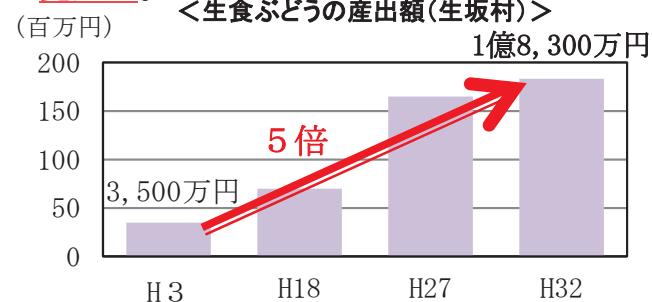
整備前のほ場



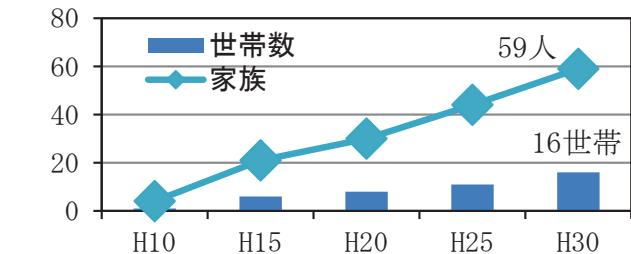
整備前のほ場(航空写真)

儲かる農業の確立により、人口の社会増を達成

- 生食ぶどうの產出額は約5倍に増加する見込み。
<生食ぶどうの產出額(生坂村)>



- 新規就農者支援制度により、16世帯59人が定住。過疎指定地域にもかかわらず、社会増3%を達成。



【工夫のポイント】

- 基盤整備を契機として高収益作物の作付を拡大。
- 共同で白ネギの育苗管理を行うなど県内唯一の白ネギ产地として生産体制を強化するとともに、周年栽培の実現により市場からも高評価。
- 新規就農者を含む地域の担い手も確実に育成されたことで、地域活動も活発化。

【取組地域の概要】

- 位置 長崎県雲仙市(過疎・半島)



- 主要作物
 - ・白ネギ、ブロッコリー、人参 等
- 主な支援施策
 - ・農地整備事業(H23~H29)
 - ・雲仙市提案型農業パワーアップ対策事業(H18)
 - ・強い農業づくり交付金(H24)

基盤

収穫機械導入や高収益作物の生産拡大による営農の安定化

基盤整備の実施により高収益作物の面積拡大が図られ、更には機械化による営農の省力化を実現。



基盤整備 (H23年～H29年)

【整備前】

雲仙ブランド認定商品である「八斗木白葱」の产地であるが、農地は狭小・不整形で灌水施設もなく非効率的な営農を余儀なくされていた。



整備前のほ場

手作業による収穫状況

生産現場

安定した白ネギ生産体制の確立

- 白ネギの共同育苗施設(ハウス)の建設により部会員による集中管理が可能となり、安定した品質の白ネギ周年栽培を実現。



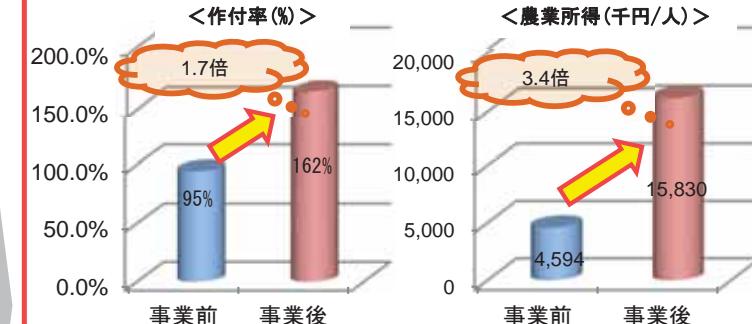
担い手

地域の担い手の育成

- 基盤整備により営農条件が改善され、所得向上が見込まれることから、5名の新規就農者も生まれるなど地域を担う後継者も育成。
- 恵まれた営農環境であることもあり、後継者以外の次男・三男も古里に残り農業を営むなど地域への愛着も醸成。

儲かる農業の確立により児童数も増加

- 地区内の作付率が1.7倍、農業所得3.4倍に増加。関係小学校の児童数が40人(H24)→60人(H30)に増加。



＜八斗木小学校児童数推移＞

